

固定資産税（償却資産）の申告について

市税につきまして、平素格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在、我孫子市内に所在する償却資産について申告していただくことになっておりますので、所要事項を記載の上、申告期限までに必ず提出して下さるようお願いいたします。なお、申告の法定期限は**1月31日**です。（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

郵便での受付も行っております。**申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒に切手を貼り同封してください。（返信用封筒が同封されていない場合は控えをお返しできませんのでご了承ください。）**

申告の方法

償却資産申告書及び種類別明細書は **提出用** ・ **控用** 二部を提出していただき、受付印を押して **控用** をお返しします。
※郵便での受付の場合は、切手を貼った返信用封筒が同封されている場合のみ控えを返送いたします。

1. 前年度（令和5年度）償却資産申告書を提出された方

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加した資産及び減少した資産について申告してください。なお、増減の無い場合でも備考欄の「2. 昨年中の申告資産に増減なし」を選択の上、申告してください。

2. 今年度から新たに償却資産申告書を提出される方

令和6年1月1日現在所有する全資産について申告してください。なお、該当する資産が無い場合でも備考欄の「3. 該当資産なし」を選択の上、申告してください。

3. 廃業・解散・移転された方

廃業・解散・転出・移転の場合でも、備考欄の「4. 廃業・解散・転出等」を選択し、その事由が発生した年月日を記載の上、申告してください。

4. 提出先・お問い合わせ先

提出先：〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 課税課 家屋係

お問い合わせ先：課税課 家屋係 TEL.04-7185-1111（内線336・337）

償却資産の範囲と種類

1. 申告の必要がある資産

申告していただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

- (1) 固定資産に関する帳簿に記載されているすべての資産
- (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- (3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し事業の用に供しているもの
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの（但し、所有権留保付割賦販売の資産については、原則として買主の資産となります。）
- (6) 建物の附属設備〔賃借人が賃借建物に施した附属設備（簡易間仕切・店舗造作等）〕

※地方税法の一部を改正する法律により、新たに「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。詳しい内容についてはお問い合わせください。

2. 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等
- (2) 無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権・パソコンのソフトウェア等）
- (3) 耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、税務計算上一時に損金（必要な経費）に算入されたもの
- (4) 取得価格20万円未満の償却資産を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入「一括償却」の対象とされたもの
ただし、(3)・(4)でも固定資産として計上しているものは申告の対象となります。

償却資産の種類と主な内容

種類	主な内容
第1種 構築物	舗装路面、広告塔、独立煙突、門、塀、庭園、その他土地に定着する土木設備等（建物附属設備のうち固定資産税において家屋として取り扱われないものを含む）
第2種 機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備等
第3種 船舶	貨物船、油槽船、ボート、漁船、遊覧船等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両および運搬具	自動車税・軽自動車税の対象外の大型特殊自動車（フォークリフト・ブルドーザー等）
第6種 工具・器具及び備品	ロッカー、応接セット、テレビ、ルームエアコン（壁掛型）、冷蔵庫、複写機、パソコン、FAX、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオンサイン、金庫、レジスター、工具、医療機器等

記載例

償却資産申告書

受付印	① 令和 6 年 1 月 4 日 我孫子市長 あて	令和 6 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	※ 所有者コード 12345678	整理番号 0-00001	第二十六号様式	
所有者	② 住所	〒 270-1192 あびこしあびこ 我孫子市我孫子12345	③ 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
	④ 事業種目	(電話 047-1234-5678)	④ 4 事業種目 (資本等の金額)	小売業 (100 百万円)	9 増加償却の届出	有 ・ 無
	⑤ 2 氏名	あびこかぶしがいしや 我孫子株式会社	⑤ 5 事業開始年月	昭和 令和 平成 24 年 8 月	10 非課税該当資産	⑧ 有 ・ 無
	⑥ 6 この申告に 応答する者の係及び氏名	代表取締役 我孫子 一郎	⑥ 6 この申告に 応答する者の係及び氏名	経理部経理課 鈴木 (電話 047-1234-6789)	11 課税標準の特例	有 ・ 無
	⑦ 7 税理士等 氏名	(屋号)	⑦ 7 税理士等 氏名	税理士 我孫子 太郎 (電話 03-1234-5678)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
	⑧ 8 青色申告		⑧ 8 青色申告		13 税務会計上の償却方法	(定率法) ・ 定額法
	⑨ 9 市(区)町村内に おける事業所等		⑨ 9 市(区)町村内に おける事業所等		14 青色申告	(有) ・ 無
資産の種類	取得価額	15 市(区)町村内に おける事業所等	16 借用資産	17 事業所用家屋の所有区分	18 備考(添付書類等)	
1 構築物	10,100,521	253,200	10,353,721	自己所有	⑫	
2 機械及び装置	3,368,441	452,511	2,915,930	(有) 無	⑬	
3 船 船				(有) 無	⑭	
4 航空機		⑬		(有) 無	⑮	
5 車両及び 運搬用具				(有) 無	⑯	
6 工具、器具 及び備品	119,568	52,602	225,758	(有) 無	⑰	
7 合計	13,588,530	505,113	478,958	(有) 無	⑱	
資産の種類	評価額 (イ)	決定価格 (ロ)	課税標準額 (ハ)	⑰ 事業所用家屋の所有区分		
1 構築物				自己所有		
2 機械及び装置				(有) 無		
3 船 船				(有) 無		
4 航空機				(有) 無		
5 車両及び 運搬用具				(有) 無		
6 工具、器具 及び備品				(有) 無		
7 合計				(有) 無		

この欄は記載不要です。
ただし、電算処理により全資産申告を
行う事業所は記載してください。

第26号様式記載要領 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

項目	記載要項
① 日付	申告書を提出する日付を記載してください。
② 1 住所・2 氏名	申告書郵送のために宛名を印字しておりますが、住所・氏名に変更や誤りがある場合は正しいものを記載してください。 個人の場合は氏名を法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。 また、屋号があれば記載してください。
③ 3 個人番号又は法人番号	個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記載してください。
④ 4 事業種目	事業種目を具体的に記載してください。法人にあっては資本金又は出資金等の金額を記載してください。
⑤ 5 事業開始年月	我孫子市内で事業を開始した年月を記載してください。
⑥ 6 この申告に 応答するものの係及び氏名	この申告書の内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
⑦ 7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
⑧ 8~14	8短縮耐用年数の承認~14青色申告の各項目の有無等を○でかこんでください。
⑨ 15 市内における 事業所等資産の所在地	我孫子市内に所在する事業所、事務所、支店等の住所及び名称を記載してください。
⑩ 16 借用資産	リース資産の有無を○でかこんでください。また、リース会社等の名称等を記載してください。
⑪ 17 事業所用家屋の 所有区分	該当する所有区分を○でかこんでください。
⑫ 18 備考	該当する番号を○でかこんでください。その他、特記事項があれば記載してください。
⑬ 取得価額	初めて申告される方は(イ)、(ロ)欄の記載は不要です。
	(イ)欄には令和5年1月1日以前までに取得した資産の取得価額を種類別々に記載しています。
	(ロ)欄には令和5年1月1日現在に所有していた資産のうち、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別々に合計して記載してください。
	(ハ)の欄には、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別々に合計して記載してください。ただし、令和5年1月1日以前に取得した資産で本年度に初めて申告する資産がある場合についても(ハ)の欄に記載してください。

種類別明細書 (減少資産用)

※申告済み資産のうち、令和5年中に売却・滅失又は他へ移動した資産について記載してください。

種類別明細書 (減少資産用)

第二十六号様式別表二

① 令和 6 年度														
② 所有者コード		③ 所有者名												
12345678		我孫子株式会社												
行 番 号	④ 資産の種類	⑤ 資産コード	⑥ 資産の名称等	⑦ 数 量	⑧ 取得年月			⑨ 取得価額	⑩ 耐用年数	申告 年度	⑪ 減少事由及び区分			⑫ 摘 要
					年 号	年	月				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部	
01	2	31	計測装置	1	4	4	2	452,511	15		1 ②	3 ④	1 ②	
02	6	88	パソコン	1	4	15	5	52,602	4		1 ②	3 ④	1 ②	
小計								505,113			記載不要			

項目	記載要項
① 年度	申告年度を記載してください。
② 所有者コード	償却資産申告書に表示されている場合はその所有者コードを記載してください。
③ 所有者名	償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。
④ 資産の種類	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の種類番号を記載してください。
⑤ 資産コード	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の資産番号を記載してください。
⑥ 資産の名称等	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の名称を記載してください。
⑦ 数量	減少した資産の数量を記載してください。
⑧ 取得年月	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の取得年月を記載してください。(年号 2:大正, 3:昭和, 4:平成 5:令和)
⑨ 取得価額	全部減少した資産については、償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の取得価額を記載してください。一部減少又は申告誤り等による減少資産については、減少分の取得価額を記載してください。
⑩ 耐用年数	償却資産種類別明細書に表示されている資産のうち、減少した資産の耐用年数を記載してください。
⑪ 減少の事由及び区分	該当する番号をそれぞれ○でかこんでください。
⑫ 摘要	一部減少資産については、減少後の数量及び取得価額を記載してください。その他、特記事項があれば記載してください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※令和5年中に増加した資産について記載してください。

※本年度初めて申告される場合は全資産を記載してください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一

① 令和 6 年度														
② 所有者コード		③ 所有者名												
12345678		我孫子株式会社												
行 番 号	④ 資産の種類	⑤ 資産コード	⑥ 資産の名称等	⑦ 数 量	⑧ 取得年月			⑨ 取得価額	⑩ 耐用年数	減 価 償 却 率	⑪ 課税標準の特例		⑫ 増加事由	⑬ 摘 要
					年 号	年	月				率	コード		
01	1		看板工事	1	5	5	5	十 億 百 万 千 円 253,200	10				1 ②	
02	6		レジスター	1	5	5	6	225,758	5				1 ②	
20													1 ②	
小計								478,958					1 ②	

この欄は記載不要です。ただし、電算処理により全資産申告を行う事業所は記載してください。

記載不要

注意) 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれか○印を付けてください。

項目	記載要項
① 年度	申告年度を記載してください。
② 所有者コード	償却資産申告書に表示されている場合はその所有者コードを記載してください。
③ 所有者名	償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。
④ 資産の種類	資産の種類に対応する 1~6 の数字を記載してください。 (1:構築物、2:機械及び装置、3:船舶、4:航空機、5:車両および運搬具、6:工具、器具及び備品)
⑤ 資産の名称等	20 文字以内で記載してください。「カタカナ」「ひらがな」「漢字」「アルファベット」「算用数字」のいずれも使用できます。
⑥ 数量	資産の数量を記載してください。
⑦ 取得年月	資産を取得(購入・製作)した年月を記載してください。(年号 2:大正, 3:昭和, 4:平成 5:令和)
⑧ 取得価額	償却資産を取得するために通常支出すべき金額(荷役費、引取運賃、据付費等の付帯費等を含む)を記載してください。また、圧縮記録については圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
⑨ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)別表1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について見積耐用年数を使用している場合及び、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を使用している場合はその耐用年数を記載してください。
⑩ 増加事由	該当する番号をそれぞれ○でかこんでください。(1:新品取得、2:中古品取得、3:移動による受入れ、4:その他)
⑪ 摘要	課税標準の特例の適用を受ける資産については、「特例資産」と記載してください。短縮耐用年数、増加償却を行っている資産はその旨の表示をしてください。その他、特記事項があれば記載してください。

マイナンバー（個人番号・法人番号）について

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました。

1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を、償却資産申告書の所定欄に右詰めで記載してください。

2. 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（1）又は（2）の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。電子申告（eLTAX）での申告の場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が償却資産申告書を提出する場合

※郵送での提出の場合は写しを同封

本人確認		
下記ア～エのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。		
	番号確認	身元確認
ア	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
イ	以下の書類から1点 ・通知カード ・住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）	「顔写真付身分証明書」以下の書類から1点 運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等
ウ		「身分証明書」以下の書類から1点 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/プレ印字申告書/手書き申告書等に添付されたプレ印字申告書
エ		「身分証明書」以下の書類から2点 学生証（顔写真無し）/身分証明書（顔写真無し）/社員証（顔写真無し）/資格証明書（顔写真無し）/住民票の写し等

（2）代理人が償却資産申告書を提出する場合

※郵送での提出の場合は写しを同封

本人確認			
下記ア・イのいずれかの組み合わせの書類をご用意ください。			
	申告者の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
ア	以下の書類から1点 ・申告者の個人番号カードの写し（両面） ・通知カード ・住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）	以下の書類から1点 代理人の個人番号カード/運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等 ◆代理人が法人の場合 登記事項証明書/印鑑登録証明書/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収証/納税証明書+当該法人と関係を証明する書類（社員証等）	以下の書類から1点 ・委任状<原本>（任意代理人の場合） ・税務代理権限証書 ・戸籍謄本（法定代理人の場合） ・本人しか持ち得ない書類（個人番号カード、保険証等） ・プレ印字申告書 ・手書き申告書に添付されたプレ印字申告書
イ		以下の書類から2点 《保険証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/学生証（顔写真無し）/身分証明書（顔写真無し）/社員証（顔写真無し）/資格証明書（顔写真無し）/住民票の写し等	

※郵送での提出の場合の申告書控えについては、個人番号記載欄をマスキングした上、その写しを返送いたします。（個人番号記載の申告書控えのみ）ご了承ください。

その他

1. 申告書等のダウンロード

償却資産申告書、増加・減少明細書は、我孫子市ホームページ (<http://www.city.abiko.chiba.jp/>) からダウンロードできます。

ダウンロード場所： > > > >

2. 電子申告

地方税共同機構が運営している地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用することで、償却資産の申告手続きがオフィス等のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。なお、ご利用には諸手続きが必要です。詳しい内容については、eLTAXホームページ、またはヘルプデスクへお問い合わせください。

- ・eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- ・eLTAX ヘルプデスク 電話番号：0570-081459